

## 株式分割に関する基準日設定公告

平成28年9月13日

株主各位

広島市東区光町二丁目6番 31 号  
株式会社ビーアールホールディングス  
代表取締役社長 藤田公康

当社は平成 28 年8月5日開催の取締役会において、平成 28 年 10 月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 28 年9月 30 日と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第2項の規定に基づき、平成 28 年 10 月1日付をもって、当社定款第6条を変更し、60,000,000 株から 120,000,000 株とすることをあわせて決議いたしましたので、お知らせします。

以 上

---

### お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 28 年 10 月下旬にお届け住所にお送りする予定でございます。
- 平成 28 年 10 月1日(土曜日)付(実質的には平成 28 年 10 月3日(月曜日)付)にて、株式の分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。  
(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社  
連絡先 〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
電話 0120-094-777(通話料無料)